

小規模保育事業所(仮称)わかば保育園開園のご案内

◆平成31年1月1日に小規模保育事業所(仮称)わかば保育園がオープンします◆

1. 利用できる方(次の2つに該当する児童)

- (1) 保護者が就労等のため保育が必要な児童
- (2) 平成30年4月1日時点で満3歳未満であること
(0歳児については生後3か月を超えた翌月の1日から入所できます)

2. 施設紹介

運営事業者	社会福祉法人豊富台福祉会	所在地			
開所時間	通常開所時間 7:00~18:00 延長保育時間 18:00~19:00				
休園日	日・祝日・年末年始(12/29~1/3)				
種類	A型(小規模保育事業)				
給食	自園調理				
所在地	精道町104番1(地番)				
定員	0歳児 1歳児 2歳児 3人 7人 9人				
問い合わせ先	認定こども園 このみ保育園 〒651-1243 神戸市北区山田町下谷上箕谷21番地の1 ☎078-583-2203				

3. 費用について

- (1) 保育料は認可保育所と同じです。保育料の中に給食費(主食代, 副食代, おやつ代)が含まれています。
- (2) その他必要に応じて, 事前に説明の上, 必要な費用を徴収する場合があります。
- (3) 保育料については園が徴収します。

4. 申し込み方法について

- (1) 芦屋市子育て推進課の窓口で申し込みをしてください。申し込みに必要な書類は子育て推進課窓口、ラポルテ市民サービスコーナーにあります。

また、市のホームページからダウンロードできます。

提出期限は平成30年12月10日(月)の午後5時30分までです。郵送では受け付けていませんのでご注意ください。

- (2) 既に申し込みを済まされている方につきましては、書類の提出は不要ですので、子育て推進課あてにお電話でお申し込みください。

申込期限は平成30年12月10日(月)の午後5時30分までです。

5. 利用者の決定について

保育を必要とする程度の高い方から入所いただくこととなります。利用可能な方には、12月中旬ごろにお電話でお知らせします。なお、1月入園が決定しました2歳児の新3歳児からの利用施設については、2月初旬に決定します。ただし、4月入園の1次募集の入園者が12月末で決定後、1次募集で欠員のあった施設での利用調整となるため、希望される施設に入園できるとはかぎりませんので、ご留意の上お申し込みください。

6. 小規模保育事業とは？

小規模保育事業とは平成27年4月から開始した新たな保育事業の一形態で、入所の対象となるのは0歳～2歳児です。

小規模保育事業では、合同で行事を実施する等の保育を支援する連携施設が設定されています。また、給食については、自園調理もしくは連携施設からの搬入により提供されます。

【施設の種類】

A型：職員が全員保育士資格を有する。

B型：職員の半数以上が保育士資格を有する。資格がない者については市が実施する研修を修了することが必要。

【お問い合わせ先】

芦屋市こども・健康部 子育て推進課(〒659-8501 芦屋市精道町7番6号)

電話番号 : 38-2128 / FAX番号 : 38-2190

E-mail : hoiku@city.ashiya.lg.jp